

# 11 被害者救済のための法的サポート

## 被害者には権利がある

被害者が被害にあってもその責任は被害者にはありません。裁判や弁護士を介した交渉などを通じて、加害者への処罰を求めたり、加害者に損害賠償を請求する権利があります。

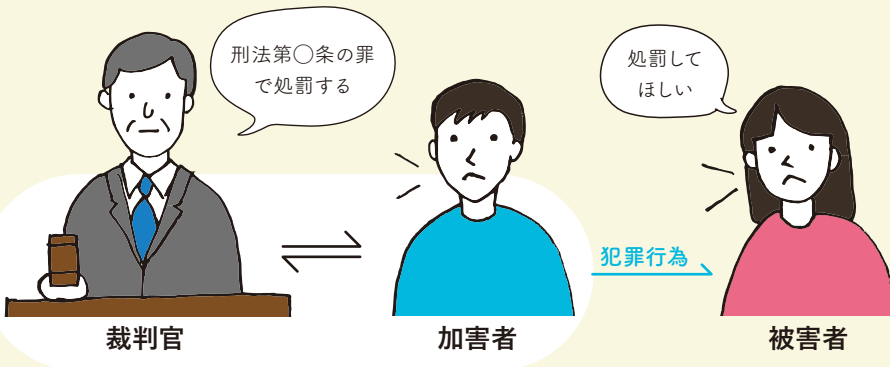
法的手段をとることは、加害者に対しての正当な怒りを示す一つの方法です。被害者の尊厳の回復、自信を取り戻すこと、社会を信頼することにもつながります。

被害者が一人で立ち向かう必要はありません。どのような法的サポートが必要か弁護士と一緒に考えてみませんか。

## 刑事手続について

加害者を特定して証拠を収集して事実を確定し、刑罰を科すかどうかを決める手続のことです。

### 刑事裁判のしくみ



- 国の機関が、加害者を法に照らして処罰するための裁判です。
- 国の捜査機関である検察が起訴し、司法機関である裁判所が裁きます。

### 刑事裁判の開始

- 起訴された場合、裁判が始まります。
- 不起訴の場合、納得できなければ検察審査会に審査申し立てができます。
- 被害者も参加できます※1、証人尋問される場合もあります。その際被害者の負担軽減のため、付添人をつけたり、遮蔽措置をとったり、ビデオリンク方式※2をとって証言をしたりすることができます。また、法廷での個人情報秘匿などができます。

※1 被害者参加制度：被害者が刑事裁判に参加する制度。被害者は裁判所の許可を受けて傍聴席でなく、検察官の横の席で審理を聞いたり、被告への直接質問、量刑への意見を言うこともできる

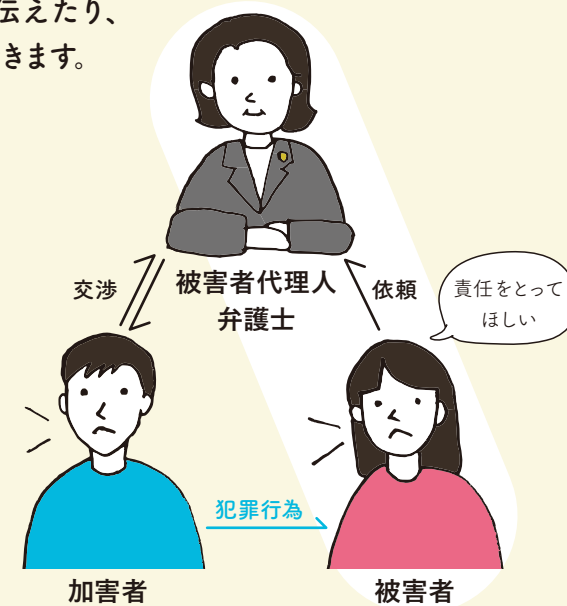
※2 法廷外の別室にいる証人にテレビモニターを通して証人尋問を行う

## 民事手続について

被害者が加害者に損害賠償を請求するものです。刑事事件として立件されなかった場合でも、民事事件として損害賠償が認められることもあります。刑事手続が警察等の捜査機関によって進められるのに対して、民事手続は弁護士と相談しながら被害者が決めることができます。証言や書面で、自分の気持ちを伝えたり、直接加害者を追及することもできます。

### 交渉

弁護士を通じて加害者と交渉し、謝罪や慰謝料の支払いを求める。ただ、事実関係に争いがあったり、相手に交渉に応じる意思がない場合は交渉はまとまりません。**直接交渉は危険を伴いますから、必ず弁護士を代理人として交渉しましょう。**



## 民事裁判

裁判所に訴える手続です。裁判で認められれば、加害者の意思と無関係に損害賠償の支払いを求めることができます。また、加害者に資産がある場合には強制的に取り立てることもできます。

ただ、証拠を揃えて立証することが求められ、時間もかかります。

また、刑事事件と並行して、交渉したり、刑事裁判の中で損害賠償命令を申し立てることもできます。

## 弁護士相談

SARC東京では、法的サポートが必要なとき、性暴力被害者支援に精通した弁護士につながることができます。

たとえば、

- ・警察に行ったが、被害届を受け取ってもらえない。
- ・警察の捜査状況が分からないので不安。
- ・加害者には責任を取ってほしいが、警察に行くかどうか迷っている。
- ・裁判が始まりそうだが、どうしたらいいか。被害者参加制度を利用して弁護士をお願いしたい。
- ・民事で交渉したい。

できることやした方が良いことは一人ひとり違いますから、まずは相談しましょう。

## 弁護士費用

刑事手続については、日本弁護士連合会の犯罪被害者法律援助制度や国選被害者参加弁護士制度の利用により、弁護士費用の負担がなく、弁護士に依頼することができる場合もあります。

民事手続による損害賠償請求については、日本司法支援センター（法テラス）の立て替え制度を利用することができます。一定の収入要件がありますから、詳細は弁護士に確認しましょう。